

【前期第八問】

競技専用の非舗装道路(道交法の適用はない)を走行し速さを競う、ダートトライアルという競技がある。この競技は日本自動車連盟(JAF)という団体が管理・統括し、「スピード行事競技開催規定」等により、競技の種類及び方法、コース、車両等の詳細な規則を定めている。本件は同競技の練習中におきた事故に関するものである。

甲は自動車整備会社主催のダートトライアルをする者のグループである X に所属しており、平成 3 年 3 月 2 日に同グループが主催する練習走行会(以下本件走行会)に参加した。

なお、甲は本件走行会までに、3 回ほどダートトライアルの走行練習をしたことはあったが、競技会の出場経験はなく初心者レベルであり、ギアは 2 速までしか入れたことがなかった。また、本件走行会におけるコースは半年以上前に経験したのみであり、十分に把握していなかった。

本件走行会当日において、車両の整備のため参加していた X のメンバーで 7 年程度のダートトライアルの経験がある A が、甲に同乗させてもらうように頼み、甲はこれに従うことにした。

午前 10 時 10 分ごろ、甲は走行を始め、A の指示に基づいてギアを 2 速に入れ、上り坂のカーブを時速 40 km くらいで曲がり、若干下り坂の直線に入って間もなく、A から言われてギアを 3 速に入れ、時速 70~80 km くらいに加速した。下り急勾配のカーブにさしかかる際、甲は A から「ブレーキ踏んで、スピード落として」等と言われ、ブレーキを強めに踏んだが、減速が十分でなかったために走行の自由を失い、左右の土手にたびたび衝突しそうになり、ついに左側山肌に車両左後部を接触させ、次いでコース右端の丸太の防護柵に車両前部を激突させ、A を死亡させた。

激突後の経過は確定できないが、検証の結果、車両右前部が丸太横木に当たって、その一部を破壊した結果、丸太の縦の支柱が突き出して残り、そこに車体が助手席側面から倒れかかって、支柱が助手席窓ガラスを割って突き刺さり、これが A の頭部および胸部等に当たった可能性が高い。

甲の罪責を検討せよ。

なお、本件において、当該コースは日本自動車連盟(JAF)の公認を受けており、また甲及び A はヘルメット等を着用し、同連盟の規律する基準を遵守していた。

参考判例：千葉地裁平成 7 年 12 月 13 日判決